令和５年６月定例総会議事録

日　　時　　令和５年６月16日（金）　午前９時30分～午前10時26分

場　　所　　佐賀市役所　４階　大会議室

出 席 者　　別紙名簿のとおり

次　　第　　１．開　会

２．報　告

第１号　農地法第３条の３届出

第２号　農地法第18条合意解約通知

第３号　使用貸借解約通知

第４号　農地法第４条による届出

第５号　農地法第５条による届出

３．議　案

第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請

第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請

第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請

第４号議案　農用地利用集積計画　所有権移転

第５号議案　農用地利用集積計画　利用権設定

第６号議案　削除

第７号議案　非農地通知について

第８号議案　農振法第13条の規定による変更申出（除外）

４．閉　会

午前９時３０分　開会

○　会長

皆さん、おはようございます。

今は梅雨の中休みではないかなと思います。連日 30 度近くの高温ということで、だいぶ熱中症が出てきているとのことでございます。また、田んぼでは、田植えの準備、田植えが進んでいるところが多々あるようでございます。今後、農業機械を使う機会がまた増えてくると思いますので、皆さん、十二分に注意をしながら、田植えを進めていってもらいたいと思います。

それでは、先ほど報告のとおり、本日の出席委員は21名で定足数に達しておりますので、ただいまから佐賀市農業委員会令和５年６月定例総会を開催します。

本日の付議すべき事項としては、報告第１号　農地法第３条の３届出６件、報告第２号　農地法第18条合意解約通知17件、報告第３号　使用貸借解約通知２件、報告第４号　農地法第４条による届出２件、報告第５号　農地法第５条による届出３件。

議案としては、第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請６件、第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請１件、第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請４件、第４号議案　農用地利用集積計画　所有権移転５件、第５号議案　農用地利用集積計画　利用権設定103件、第６号議案　削除、第７号議案　非農地通知について３件、第８号議案　農振法第13条の規定による変更申出（除外）６件。

以上となっております。

ここで、皆さんに報告します。

現地調査については、南部は６月８日、北部は６月９日に行っております。また、調査会については、南部が６月12日、北部が６月13日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから発言してください。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第２項の規定に基づき、10番委員の北村守委員、11番委員の千綿文太郎委員の両名を指名します。

次に、ここで「常設審議委員会」に意見を求める案件について、今回は無かったことを報告します。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書１ページ及び２ページをお開きください。

報告第１号　農地法第３条の３届出

１～６

○　会長

報告第１号　農地法第３条の３届出、報告番号１番から６番までの６件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○　会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書４ページ及び５ページをお開きください。

報告第２号　農地法第 18 条合意解約通知

６～９

○　会長

報告第２号　農地法第 18 条合意解約通知、報告番号６番から９番までの４件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、○○委員本人の案件になっておりますので、○○委員には一時退室していただき、先に意見を伺いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○　会長

異議なしと認めます。よって、この案件について、○○委員に一時退室していただき、先に意見を伺うことに決定しました。

それでは、○○委員、退室願います。

〔委員　退室〕

○　会長

それでは、この案件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○　会長

意見なしということで、次に進みます。

○○委員の入室をお願いいたします。

〔委員　入室〕

○　会長

次に、議案書３ページから７ページまでをお開きください。

報告第２号　農地法第 18 条合意解約通知

１～５、10～17

○　会長

報告第２号　農地法第 18 条合意解約通知、報告番号１番から５番まで及び 10 番から 17 番までの 13 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○　会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書８ページをお開きください。

報告第３号　使用貸借解約通知

１・２

○　会長

報告第３号　使用貸借解約通知、報告番号１番及び２番の２件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○　会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書９ページをお開きください。

報告第４号　農地法第４条による届出

１・２

○　会長

報告第４号　農地法第４条による届出、報告番号１番及び２番の２件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○　会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 10 ページをお開きください。

報告第５号　農地法第５条による届出

１～３

○ 会長

農地法第５条による届出、報告番号１番から３番までの３件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 11 ページをお開きください。

第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請

１・２

○ 会長

第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請、審議番号１番及び２番の２件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 南部調査会長

報告します。

審議番号１番は、普通売買の案件、２番は、贈与の案件です。

各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないことから、別添の調査書のとおり、農地法第３条第２項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この２件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、この２件については、一括審議・一括採決を行いま

す。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この２件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号１番及び２番の２件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書 11 ページ及び 12 ページをお開きください。

第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請

３～６

○ 会長

審議番号３番から６番までの４件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 北部調査会長

報告します。

審議番号３番は、普通売買の案件、審議番号４番から６番までの３件は、贈与の案件です。

審議番号３番について、委員から農地の価格についての確認があり、事務局から、申請地は譲受人の希望によって売買されたものであり、面積が狭いため、１反あたりの価格として割り戻した結果、申請の金額になっている旨の説明がありました。

なお、各案件について、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないことから、別添の調査書のとおり、農地法第３条第２項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この４件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、この４件については、一括審議・一括採決を行います。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この４件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号３番から６番までの４件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書 13 ページをお開きください。

第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請

1

○ 会長

第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請、審議番号１番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 南部調査会長

報告します。

審議番号１番は、転用目的が「農業施設」の農振の用途区分変更を経た案件で、申請人は、農業を営んでいますが、現在、借用している農業用倉庫が自宅から遠いため、自宅に近い申請地を農業施設として利用したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「用途区分の変更」に該当するため、農用地アの（イ）のｂと決定してお

ります。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号１番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

意議なしと認めます。よって、審議番号１番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書 14 ページをお開きください。

第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請

１・２

○ 会長

第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請、審議番号１番及び２番の２件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 南部調査会長

報告します。

審議番号１番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、近隣に学校や医療施設があり、住環境が良いことから、適地と判断し、申請されたものです。

委員から、北側水路の既存木柵の撤去について、関係課との協議は済んでいるか確認したところ、申請人より、協議はしているが、再度確認し、必要な手続等があれば対応する旨の回答がありました。

また、委員から、雨水の排水経路について、北側水路を利用できるのではないのかとの質問があり、申請人より、北側水路は、雨が降ると水位が上がり、逆流などの恐れがあるため、南側の道路側溝を利用する計画にした旨の回答がありました。

さらに、委員から、出入り口の安全対策について確認したところ、申請地南側のセットバックで道路の見通しがよくなり、さらにポールコーンを設置して安全対策を行う旨の回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

申請地のうち、326 番１の農地区分は、「水管及び下水管が埋設されている幅員４ｍ以上の道路の沿道の区域で、かつ、500ｍ以内に２つ以上の教育施設及び医療施設が存すること」に該当するため、第３種農地エの（ア）のａの（ａ）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第３種農地エの（イ）と決定しております。

326 番 12 の農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第２種農地カ の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第２種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号２番は、転用目的が「資材置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、不動産業を営んでいますが、資材置場や作業場が不足していることから、申請地を資材置場として利用したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第２種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第２種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この２件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号１番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号１番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号２番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号２番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書 14 ページ及び 15 ページをお開きください。

第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請

３・４

○ 会長

審議番号３番及び４番の２件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 北部調査会長

報告します。

審議番号３番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、県道にも近く、閑静な住宅街にあり医療施設が近くにあるなど住環境が良いことから適地と判断し、転用申請されたものです。

委員から、申請地周辺の水路の管理について質問があり、申請人から、今後は管理を

しやすくするため申請地境界と水路との間を張コンクリートにするほか、水路の清掃等は地元と協力して行っていく旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地」に該当するため、第１種農地イの（ア）のａ。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第１種農地イの（イ）のｃの（ｅ）と決定しております。

審議番号４番は、転用目的が「駐車場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、申請地東側で電気通信設備工事に関する事業を営んでおり、現在は近隣の借地を駐車場としていますが、事業拡大に伴い、従業員及び作業用車両の駐車場が不足するため、申請地に駐車場を集約したく申請されたものです。

委員から、申請地北側の水路の管理について質問があり、申請人から、将来的には申請地を取得する計画で、その際にはＬ型擁壁を設置する予定ですが、それまでは草刈り等の水路管理を継続的に実施していく旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地」に該当するため、第１種農地イの（ア）のａ。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第１種農地イの（イ）のｃの（ｅ）と決定しております。

以上のことから、この２件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号３番について質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○ 委員

４号地の空き地がとても広く見えますが、用途や建ぺい率がわかれば教えてほしい。

○ **会長**

事務局どうぞ。

○ **事務局**

空いている敷地は駐車場などに使われると思いますが、建ぺい率は 24.92%ということで運用基準の 22%以上を満たしているため、問題ありません。

○ **会長**

はい、どうぞ。

○ **委員**

建売分譲住宅のなかで、建ぺい率を満たしていれば、面積が広くて家が小さくても、いいということですか。

○ **会長**

事務局どうぞ。

○ **事務局**

住宅に関しましてはあくまで計画図となっておりますので、計画図の段階で建ぺい率が 22%以上ということであれば問題ないと考えております。

○ **会長**

はい、どうぞ。

○ **委員**

普通は 500 ㎡超えたらいけないとかありますが、いびつな形だったら 500 ㎡超えたとしても認めるということですか。何㎡までとかはありますか。

○ **会長**

事務局どうぞ。

○ **事務局**

今回の区画がたまたまこのような形になっていますが、面積が広くてもいいというお話にはなりません。基本的には建ぺい率を満たすくらいの広さまでにはなるので、いくら狭小な農地を残さない為とは言っても、かなり大きな面積に少し家を建てるとか、そういったことで認めているわけではありません。

○ **会長**

委員、事務局の方から説明がありましたが、それでよろしいでしょうか。

○ **委員**

はい。

○ **会長**

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号３番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号４番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号４番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書 16 ページをお開きください。

第４号議案　農用地利用集積計画　所有権移転

１～３

○ 会長

第４号議案　農用地利用集積計画　所有権移転、審議番号１番から３番までの３件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 南部調査会長

報告します。

審議番号１番から３番までの３件：6,144 ㎡について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この３件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、この３件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この３件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号１番から３番までの３件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書 16 ページ及び 17 ページをお開きください。

第４号議案　農用地利用集積計画　所有権移転

４・５

○ 会長

第４号議案　農用地利用集積計画　所有権移転、審議番号４番及び５番の２件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 北部調査会長

報告します。

審議番号４番及び５番の２件：18,392.02 ㎡について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この２件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、この２件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この２件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号４番及び５番の２件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書 21 ページをお開きください。

第５号議案　農用地利用集積計画　利用権設定

16

○ 会長

第５号議案　農用地利用集積計画　利用権設定、審議番号 16 番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、○○委員本人の案件になっており、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限に該当します。

そこで、○○委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、○○委員、退室願います。

〔委員　退室〕

○ **会長**

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号 16 番

更新　1 件：　13,825 ㎡

について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。

よって、審議番号 16 番については、計画どおり承認することに決定しました。

○○委員の入室をお願いいたします。

〔委員　入室〕

○ **会長**

次に、議案書 18 ページから 39 ページまでをお開きください。

第５号議案　農用地利用集積計画　利用権設定

14・16 を除く 1 ～87

○ **会長**

第５号議案　農用地利用集積計画　利用権設定、申出人死亡による削除となった審議番号 14 番及び 16 番を除く、審議番号 1 番から 87 番までの 85 件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号 14 番及び 16 番の２件を除く、審議番号１番から 87 番までの 85 件

新規　　13 件：　92,095 ㎡

更新　　72 件：　490,422.15 ㎡

について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この 85 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この 85 件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この 85 件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。

よって、審議番号 14 番及び 16 番を除く、審議番号１番から 87 番までの 85 件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書 40 ページをお開きください。

第５号議案　農用地利用集積計画　利用権設定

92

○ **会長**

第５号議案　農用地利用集積計画　利用権設定、審議番号 92 番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、○○委員本人の案件になっており、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限に該当します。

そこで、○○委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○　会長

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、○○委員、退室願います。

〔委員　退室〕

○　会長

それでは、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○　北部調査会長

報告します。

審議番号 92 番

更新　１件：　14,056 ㎡

について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○　会長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○　会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○　会長

異議なしと認めます。

よって、審議番号 92 番については、計画どおり承認することに決定しました。

○○委員の入室をお願いいたします。

〔委員　入室〕

○　**会長**

次に、議案書39ページから42ページまでをお開きください。

第５号議案　農用地利用集積計画　利用権設定

92を除く88～104

○ **会長**

審議番号92番を除く、審議番号88番から104番までの16件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号92番を除く、審議番号88番から104番までの16件

新規　　１件：　6,374㎡

更新　　15件：　77,583㎡

について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この16件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この16件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この16件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。

よって、審議番号 92 番を除く、審議番号 88 番から 104 番までの 16 件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書 44 ページをお開きください。

第７号議案　非農地通知について

１～3

○ **会長**

第７号議案　非農地通知について、審議番号１番から３番までの３件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号１番から３番までの３件について、地元農業委員及び推進委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、申出地は、既に山林・原野化しているため、非農地相当と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この３件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この３件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この３件について、非農地とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号１番から３番までの３件については、非農地とすることに決定しました。

次に、議案書 45 ページをお開きください。

第８号議案　農振法第 13 条の規定による変更申出（除外）

１～３

○ 会長

第８号議案　農振法第 13 条の規定による変更申出（除外）、審議番号１番から３番までの３件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 南部調査会長

審議番号１番は、除外目的が「既存敷地の拡張」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、保温工事業を営む事業所に工場敷地を貸していますが、不足する駐車場敷地の確保を計画したところ、申出地は、既存事務所に隣接しており、適地と判断し申出されたものです。

委員から、申出地北側水路敷の樹木について確認したところ、農業振興課から、水路管理者との協議になるが、残すことになっても適切に管理をするよう伝えている旨の回答がありました。

また、委員から、東側の道路の法面について確認したところ、農業振興課から、道路管理者と今後協議をしていくことになるが、道路高と同じ高さに埋める計画である旨の回答がありました。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のａ。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の２分の１を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のｄと決定しております。

審議番号２番は、除外目的が「農家住宅の敷地拡張」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、農業を営んでいますが、今般、土地の調査をしたところ、自宅敷地の一部が農地であることが判明したため、適法化したく申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、また、申出地を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のａ。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の２分の１を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のｄと決定しております。

審議番号３番も、除外目的が「農家住宅の敷地拡張」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、農業を営んでいますが、現在の農業用倉庫は手狭で、老朽化していることから、新たに農業用倉庫を建設したく申出されたものです。

また、今般、土地の調査をしたところ、自宅敷地の一部が農地であることが判明したため、適法化したく申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、また、申出地を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のａ。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の２分の１を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のｄと決定しております。

以上のことから、この３件については、申出どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号１番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号１番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号２番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号２番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号３番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号３番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書 46 ページをお開きください。

第８号議案　農振法第 13 条の規定による変更申出（除外）

４～６

○ **会長**

審議番号４番から６番までの３件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 北部調査会長

報告します。

審議番号４番は、除外目的が「店舗及び駐車場」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人の事業のひとつである飲食店の駐車場が不足していること、また、新たに店舗建設などの事業拡大を計画したことから、申出されたものです。

委員から、１年ほど前に取得された農地を除外する事が認められるのかとの質問があり、農業振興課から、農振法上は、農地の取得方法や取得してからの期間については制限がない旨の説明がありました。

その他、代替性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第２種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第２種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号５番は、除外目的が「農家住宅」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、現在、農業を営んでいますが、現住居の老朽化に伴い建替えを計画したところ、現住居にも近く土砂災害特別警戒区域外の申請地が適地と判断し、申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第２種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第２種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号６番は、除外目的が「一般住宅」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、現在、借家に居住していますが、住宅の建設を計画したところ、実家に近く土砂災害特別警戒区域外の申出地が適地と判断し申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第２種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第２種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この３件については、申出どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号４番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号４番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号５番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号５番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号６番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号６番については、申出どおり承認することに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会 令和５年６月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会 令和５年６月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前１０時２６分　閉会